

第 1 回

宇都宮地域合併協議会 会 議 資 料

日時：平成 1 6 年 2 月 4 日（水） 午後 2 時より

場所：宇 都 宮 市 役 所 1 4 大会議室

第 1 回宇都宮地域合併協議会 会議次第

- 日 時 平成 1 6 年 2 月 4 日 (水)
午 後 2 時 ~
- 場 所 宇都宮市役所 1 4 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 委員の委嘱及び紹介

4 会議録署名委員の選任

5 報告事項

- (1) 報告第 1 号 宇都宮地域合併協議会の設置について
- (2) 報告第 2 号 宇都宮地域合併協議会規約に関する事項等の協議書について
- (3) 報告第 3 号 宇都宮地域合併協議会幹事会規程等の制定について

6 審議事項

- (1) 議案第 1 号 宇都宮地域合併協議会会議運営規程の制定について
- (2) 議案第 2 号 平成 1 5 年度宇都宮地域合併協議会事業計画について
- (3) 議案第 3 号 平成 1 5 年度宇都宮地域合併協議会収支予算について
- (4) 議案第 4 号 監査委員の選任について
- (5) 議案第 5 号 宇都宮地域合併協議会小委員会規程の制定について
- (6) 議案第 6 号 小委員会の設置について
- (7) 議案第 7 号 合併の方式について
- (8) 議案第 8 号 新市の名称について
- (9) 議案第 9 号 新市の事務所の位置について
- (10) 議案第 10 号 行政制度の調整方針について

7 そ の 他

8 閉 会

報告第 1 号

宇都宮地域合併協議会の設置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、宇都宮市、上三川町、上河内町及び河内町は合併に関する協議を行うため、宇都宮地域合併協議会を設置したので報告する。

平成 16 年 2 月 4 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

宇都宮地域合併協議会設置に関する協議書

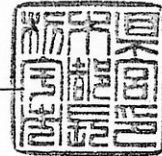
宇都宮市，上三川町，上河内町及び河内町（以下「構成市町」という。）は，宇都宮地域合併協議会（以下「協議会」という。）の設置に関する協議について，構成市町すべての議会において議決を経たので，地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき，別紙のとおり規約を定め，平成16年2月1日付けをもって協議会を置くものとする。

この協議の成立を証するため，本書4通を作成し，構成市町の長が記名押印し，それぞれが1通を保有する。

平成16年1月29日

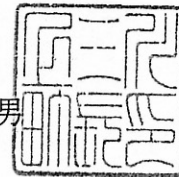
宇都宮市長

福田 富



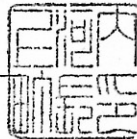
上三川町長

猪瀬 成男



上河内町長

手塚 順



河内町長

玉生 勝経





宇都宮地域合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 宇都宮市、上三川町、上河内町及び河内町（以下「構成市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。



(協議会の名称)

第2条 合併協議会の名称は、宇都宮地域合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、又は調整する。

- (1) 合併に関する基本的事項
- (2) 法第5条の規定に基づく市町建設計画の作成に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、構成市町の合併について必要な事項

(協議会の事務所)



第4条 協議会の事務所は、宇都宮市旭1丁目1番5号宇都宮市役所内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)



第6条 会長は、構成市町の長が協議し、構成市町の長の中からこれを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、次条第1項第1号の委員をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長が、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 構成市町の長（会長である者を除く。）
- (2) 構成市町の助役
- (3) 構成市町の議会の議長及び市町合併を調査し、又は審査する特別委員会の委員長（特

別委員会が設置されていない場合にあっては、市町合併を所管する常任委員会の委員長)

(4) 構成市町の長がそれぞれ指名した学識経験を有する者

(5) 構成市町の長が協議して定めた学識経験を有する者

2 委員は、非常勤とする。

(顧問)

第8条 協議会に、特に専門的見地から助言、提言等を聴く必要があると認めたときは、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が任命する。

3 顧問は、非常勤とする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員（副会長である委員を含む。以下同じ。）の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議長は、会長が行う。

4 会議の議事、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

(関係職員等の出席)

第10条 会長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(小委員会)

第11条 協議会は、その事務の一部について調査及び審議をさせるため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

(幹事会)

第12条 協議会に、協議会への提案事項について協議し、又は調整するため、幹事会を置く。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、構成市町の長が協議して定める者をもって充てる。

3 事務局の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担等)

第14条 協議会の運営に必要な経費は、構成市町の負担金その他の収入をもって充てる。

2 負担金の負担割合は、構成市町の長が協議して定める。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度とする。

(監査)

第15条 協議会の出納の監査は、会長が協議会の同意を得て選任した3人の監査委員が行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関する事務の処理については、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 会長並びに第7条第1項第1号及び第2号の委員は費用弁償を、同項第3号から第5号までの委員、第8条第1項の顧問及び第15条第1項の監査委員は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、第7条第1項第4号及び第5号の委員、第8条第1項の顧問及び第15条第1項の監査委員が、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する特別職（常勤の職員に限る。）又は一般職である場合にあっては、報酬を支給しない。

3 第1項に定める報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成16年2月1日から施行する。

(会計年度の特例)

- 2 協議会の設立当初の会計年度は、第14条第3項の規定にかかわらず、協議会の予算成立後から平成16年3月31日までとする。

報告第 2 号

宇都宮地域合併協議会規約に関する事項等の協議書について

宇都宮市，上三川町，上河内町及び河内町（以下「構成市町」という。）は，宇都宮地域合併協議会規約に規定する構成市町の長が協議して定める事項，その他必要な事項について，別紙のとおり協議書を締結したので報告する。

平成 1 6 年 2 月 4 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 福 田 富 一

宇都宮地域合併協議会規約に関する事項等の協議書

宇都宮市，上三川町，上河内町及び河内町（以下「構成市町」という。）は，宇都宮地域合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する構成市町の長が協議して定める事項，その他必要な事項について，次のとおり協議する。

1 協議して定める事項

（1）会長について

規約第6条第1項に規定する構成市町の長が協議して選任する会長は，次の者をもって充てる。

会 長 宇 都 宮 市 長 福 田 富 一

（2）委員について

規約第7条第1項第5号に規定する構成市町の長が協議して選任する委員は，次の者をもって充てる。

委 員	伊 澤 茂	（宇都宮農業協同組合代表理事組合長）
委 員	中 村 祐 司	（宇都宮大学国際学部教授）
委 員	沼 田 良	（作新学院大学地域発展学部教授）
委 員	田 村 澄 夫	（栃木県地方課長）

(3) 事務局職員について

規約第13条第2項に規定する構成市町の長が協議して定める事務局職員は、次の者をもって充てる。

職 名	氏 名	市 町 名
事務局長	栗田 幹 晴	宇都宮市
事務局次長	大林 厚 雄	宇都宮市
事務局職員	上野 哲 男	宇都宮市
事務局職員	千賀 貴 司	宇都宮市
事務局職員	岸 豊	上三川町
事務局職員	阿久津 清	河内町
事務局職員	渡辺 孝 夫	上河内町
事務局職員	山中 義 一	宇都宮市
事務局職員	室井 君 夫	宇都宮市
事務局職員	有馬 知 英	宇都宮市
事務局職員	吉岡 真 人	宇都宮市
事務局職員	新村 俊 夫	宇都宮市

(4) 経費の負担について

規約第14条第2項に規定する構成市町の長が協議して定める負担割合は、次のとおりとする。

年 度	均 等 割	人 口 割
平成15年度	4 割	6 割
平成16年度	1市町500万円	均等割分を除く全額

2 会長職務代理について

規約第6条第4項で規定する会長職務代理は、次の者をもって充てる。

副会長 上三川町長 猪瀬 成 男

3 任意合併協議会での合意事項について

任意合併協議会で協議し、合意に至った事項については、その内容を最大限尊重し今後の協議に臨むものとする。

4 協議内容の変更について

この協議書に定める内容を変更する場合は、別の変更協議書を作成し、構成市町の長が取り交わすものとする。

5 その他定めのない事項

この協議書に定めるもののほか必要な事項は、構成市町の長が協議して定めるものとする。

この協議の成立を証するため、本書を4通作成し、構成市町の長が記名押印し、それぞれが1通を保有する。

平成16年1月29日

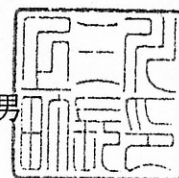
字都宮市長

福田 富



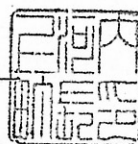
上三川町長

猪瀬 成男



上河内町長

手塚 順



河内町長

玉生 勝経



報告第 3 号

宇都宮地域合併協議会幹事会規程等の制定について

宇都宮地域合併協議会幹事会規程等を次のように制定したので報告する。

平成 1 6 年 2 月 4 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 福 田 富 一

- 1 宇都宮地域合併協議会幹事会規程
- 2 宇都宮地域合併協議会専門部会規程
- 3 宇都宮地域合併協議会事務局規程
- 4 宇都宮地域合併協議会財務規程
- 5 宇都宮地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

宇都宮地域合併協議会幹事会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、宇都宮地域合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 幹事会は、宇都宮地域合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 宇都宮地域合併協議会（以下「協議会」という。）への提案事項に関すること。
- (2) 協議会の専門部会の活動の進行管理等に関すること。
- (3) その他協議会の運営について特に重要な事項に関すること。

（組織）

第3条 幹事会の幹事は、規約第1条で規定する構成市町（以下「構成市町」という。）の助役及び構成市町の長が指定する職員をもって組織する。

（役員）

第4条 幹事会に、幹事長及び副幹事長各1人を置く。

- 2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選によってこれを定める。

（役員の職務）

第5条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が招集する。

- 2 会議は、幹事の半数以上の出席がなければ開くことはできない。
- 3 幹事長は、会議の議長となる。
- 4 幹事会は、必要に応じて幹事以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

（専門部会）

第7条 幹事長は、第2条に規定する所掌事項について専門的に協議又は調整を行うため、幹事会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織，運営その他必要な事項は，幹事長が別に定める。

（報告）

第8条 幹事長は，幹事会の協議の経過及び結果について，会長に報告するものとする。

（庶務）

第9条 幹事会の庶務は，協議会の事務局において処理する。

（補則）

第10条 この規程に定めるもののほか幹事会について必要な事項は，会長が別に定める。

附 則

この規程は，平成16年2月1日から施行する。

宇都宮地域合併協議会専門部会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会幹事会規程第7条第2項の規定に基づき、宇都宮地域合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 専門部会は、宇都宮地域合併協議会幹事会幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、宇都宮地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

（名称）

第3条 専門部会の名称は、幹事長が定める。

（組織）

第4条 専門部会は、幹事長が規約第1条に規定する構成市町の職員うちから指名する専門部会員をもって組織する。

（役員）

第5条 専門部会に、部会長1人及び副部会長3人を置く。

2 部会長及び副部会長は、専門部会員のうちから幹事長が指名する。

（役員の職務）

第6条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指定する副部会長が、その職務を代理する。

（会議）

第7条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて専門部会員以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第8条 専門部会に，必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織，運営その他必要な事項は，幹事長が別に定める。

(報告)

第9条 部会長は，専門部会の協議の経過及び結果について，幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 専門部会の庶務は，部会長の属する市町の担当部門において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか専門部会について必要な事項は，幹事長が別に定める。

附 則

この規程は，平成16年2月1日から施行する。

宇都宮地域合併協議会事務局規程

（趣旨）

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会規約第13条第3項の規定に基づき、宇都宮地域合併協議会事務局（以下「事務局」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 宇都宮地域合併協議会（以下「協議会」という。）の会議に関する事。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関する事。
- (3) 協議会の庶務に関する事。
- (4) その他協議会の運営に関する事。

（職員）

第3条 事務局に局長、次長その他の必要な職員を置く。

（職員の職務）

第4条 局長は、協議会の会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の運営全般を総括する。

2 次長は、上司の命を受け、事務局の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

3 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

（職務権限）

第5条 協議会の運営における各職位の職務及び責任権限等については、別に定めるものを除き、宇都宮市の例による。この場合において、「市長」とあるのは「会長」と、「助役」とあるのは「協議会の幹事長（以下「幹事長」という。）」と、「部長」とあるのは「局長」と、「課長」とあるのは「次長」と読み替えるものとする。

（会長の決裁事項）

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針に関する事。
- (2) 協議会に提案する事案に関する事。
- (3) 協議会の予算及び決算の調製に関する事。
- (4) 規程の制定改廃に関する事。

(5) その他局長が特に重要であると認める事項に関する事。

(専決区分)

第7条 局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 協議会の幹事会、専門部会及び分科会の調整に関する事。
- (2) 職員研修会の実施に関する事。
- (3) 協議会の広報広聴活動に関する事。
- (4) その他事務局の運営に関する事。

2 次長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 実務上の調査並びに照会及び回答に関する事。
- (2) 各種資料等の調製に関する事。
- (3) その他軽易な事案に関する事。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、幹事長がその事務を代決する。

2 会長及び幹事長がともに不在のときは、局長がその事務を代決する。

3 局長が不在のときは、次長がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第9条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、宇都宮市の例による。この場合において、「課」とあるのは「事務局」と、「市長」とあるのは「会長」と、「助役」とあるのは「幹事長」と、「部長」とあるのは「局長」と、「課長」とあるのは「次長」と、「担当」とあるのは「事務局職員」と読み替えるものとする。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法及び管守者は別表のとおりとする。

2 協議会の公印の管理、取扱い等については、宇都宮市の例による。

(職員の服務)

第11条 事務局の職員の服務及び勤務条件については、宇都宮市の例による。

2 事務局の職員の旅費については、宇都宮市の例により、事務局の予算において支給する。

(職員の給与等)

第12条 事務局の職員の給与等については、それぞれの市町において負担をする。

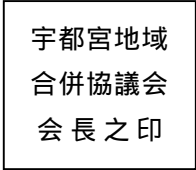
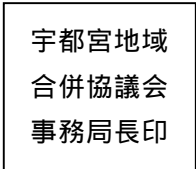
(補則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか事務局について必要な事項は , 会長が別に定める。

附 則

この規程は , 平成 16 年 2 月 1 日から施行する。

別表 (第 10 条関係)

名 称	ひ な 形	寸 法 (mm)	管 守 者
会 長 印		方 24	事務局次長
事務局長印		方 21	事務局次長

宇都宮地域合併協議会財務規程

（趣旨）

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第16条の規定に基づき、宇都宮地域合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歳入歳出予算）

第2条 協議会の予算は、規約第1条に規定する構成市町（以下「構成市町」という。）の負担金、補助金、繰越金その他の収入を歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算の写しを速やかに構成市町の長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第3条 会長は、協議会に係る予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

（歳入歳出予算の款、項及び目の区分）

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由が生じたときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

（出納及び現金）

第5条 協議会の出納は、会長が行う。ただし、協議会事務局職員のうちから協議会出納員を命じ、これに協議会の出納その他の会計事務を行わせることができる。

2 協議会に属する現金は、会長が指定する銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(決算等)

第 6 条 会長は、毎会計年度終了後 2 月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の承認を得たときは、当該決算の写しを構成市町の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第 7 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、宇都宮市の例によりこれを行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか協議会の財務に関し必要な事項は、宇都宮市の例により、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 2 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係) 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 県補助金	1 県補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第 2 (第 4 条関係) 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務局費	1 事務局費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

宇都宮地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会規約第17条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づく会長、副会長、委員、顧問及び監査委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

（報酬の額）

第2条 委員等の報酬は、宇都宮市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年宇都宮市条例第7号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づく報酬の額とする。

2 県外に居住する委員等については、前項の規定にかかわらず、報酬の額は別表に定めるとおりとする。

（費用弁償）

第3条 委員等が、宇都宮地域合併協議会（以下「協議会」という。）の会議に出席する以外の職務を行うために旅行したときは、条例第4条の規定に基づき、費用弁償を支給することができる。

2 委員等以外の者が、協議会の職務を行うために旅行したときは、条例第4条の規定に基づく費用弁償又は宇都宮市の例により旅費を支給することができる。

（補則）

第4条 この規程に定めるもののほか委員等の報酬及び費用弁償について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年2月1日から施行する。

別 表（第2条関係）

居 住 区 分	報 酬 額
東 京 都 内	20,000円

議案第 1 号

宇都宮地域合併協議会会議運営規程の制定について

宇都宮地域合併協議会会議運営規程を次のように制定する。

平成 1 6 年 2 月 4 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 福 田 富 一

宇都宮地域合併協議会会議運営規程

（趣旨）

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会規約第9条第4項の規定に基づき、宇都宮地域合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議は、公開を原則とする。ただし、出席している委員（副会長である委員を含む。以下同じ。）の半数以上の賛同があるときは、非公開とすることができる。

2 会議の運営は、公平かつ公正に行われなければならない。

（会長等の責務）

第3条 会長は、会議の議長として、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開会等）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

（議事の進行）

第5条 会議の議事は、全員の賛同をもって進めることを基本とし、意見の一致が困難な場合は、出席している委員の3分の2以上の賛同をもって決定する。

（会議録の調製）

第6条 議長は、事務局の職員をして次に掲げる事項を記載した会議録を調製させなければならない。

- (1) 会議の開催日時及び会場
- (2) 会議の出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の全文
- (4) その他議長が認めた事項

（会議録署名委員）

第7条 会議録には、会議録署名委員2人が署名をしなければならない。

2 前項の会議録署名委員は、会議毎に議長が指名する。

(会議録等の公開)

第 8 条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開する。ただし、非公開会議の会議録及び会議に提出された文書は公開せず、出席している会長、委員等についても当該議事の内容について、他に漏らしてはならない。

(会議の傍聴)

第 9 条 会議は、傍聴することができる。

(傍聴人の定員)

第 10 条 会議の傍聴人の定員は、20 人とする。ただし、会場の都合により、議長は定員の数を増減することができる。

(傍聴の手続)

第 11 条 会議の傍聴希望者は、所定の場所で傍聴受付表に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 傍聴受付は、会議開催予定時刻の 30 分前から開始し、先着順に行い、会議開催予定時刻の 5 分前に終了する。ただし、議長が認めた場合は、受付終了時刻を延長することができる。

3 前項で定める傍聴受付開始時点で、傍聴希望者が前条で規定する定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決定する。

(傍聴席)

第 12 条 傍聴人は、議長が指定する傍聴席に着席しなければならない。

(傍聴することができない者)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第 14 条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

- (2) 私語，談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 鉢巻，ゼッケン等を着用し，示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか，秩序を乱し，又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真，ビデオ等の撮影及び録音等の禁止）

第15条 傍聴人は，傍聴席において写真，ビデオ等を撮影し，又は録音等をしてはならない。ただし，特に議長の許可を得た場合は，この限りでない。

（議長の指示）

第16条 傍聴人は，議長の指示に従わなければならない。

（傍聴人の退場）

第17条 傍聴人は，会議を公開しない決定があったときは，速やかに退場しなければならない。

（違反に対する措置）

第18条 傍聴人がこの規程に違反するときは，議長はこれを制止し，その命令に従わないときは，必要な措置を講ずることができる。

（補則）

第19条 この規程に定めるもののほか会議の運営について必要な事項は，会長が別に定める。

附 則

この規程は，平成16年2月4日から施行する。

議案第 2 号

平成 1 5 年度宇都宮地域合併協議会事業計画について

平成 1 5 年度宇都宮地域合併協議会事業計画を次のように定める。

平成 1 6 年 2 月 4 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 福 田 富 一

平成 1 5 年度事業計画

- 1 合併に関する事項の協議
 - ・ 合併協定項目の協議
 - ・ 各種事務事業の調整
- 2 市町建設計画の策定
- 3 地域自治制度の構築
- 4 住民への啓発活動
 - ・ 広報紙の発行
 - ・ ホームページによる情報提供
- 5 その他
 - ・ 合併に関する必要な事業の実施

議案第 3 号

平成 1 5 年度宇都宮地域合併協議会収支予算について

平成 1 5 年度宇都宮地域合併協議会収支予算は、次に定めるところによる。

平成 1 6 年 2 月 4 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

平成15年度宇都宮地域合併協議会収支予算

歳入歳出予算総額

22,637 千 円

(1) 歳入

(単位 千円)

款	項	目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	
						区 分	金 額
1	1	1	22,636	0	22,636	1 負 担 金	22,636
4	1	1	1	0	1	1 預 金 利 子	1
歳 入 合 計			22,637	0	22,637		22,637

(2) 歳出

(単位 千円)

						本年度予算内訳		
款	項	目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		
						区 分	説明科目	金 額
1 運 営 費	1 会 議 費	1 会 議 費	1,416	0	1,416			1,416
						1 報酬	2 委員報酬	1,224
						5 災害補償費	3 委員災害補償費	158
						11 需用費	3 食糧費	34
	2 事 務 局 費	1 事 務 局 費	1,464	0	1,464			1,464
						11 需用費	1 消耗品費	389
							3 食糧費	3
						12 役務費	1 通信運搬費	36
						13 委託料		987
						14 使用料及び賃借料		49
2 事 業 費	1 事 業 推 進 費	1 事 業 推 進 費	19,657	0	19,657			19,657
						8 報償金	1 報償金	500
						9 旅費	1 普通旅費	108
						13 委託料		19,029
						19 負担金	1 負担金	20
3 予 備 費	1 予 備 費	1 予 備 費	100	0	100			100
						1 予備費		100
歳出合計			22,637	0	22,637			22,637

議案第 4 号

監査委員の選任について

宇都宮地域合併協議会の監査委員を次のように選任する。

平成 1 6 年 2 月 4 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 福 田 富 一

監査委員 上三川町収入役 野 沢 美 範

監査委員 上河内町収入役 大 木 二 三 男

監査委員 河 内 町 収 入 役 斉 藤 弘

議案第 5 号

宇都宮地域合併協議会小委員会規程の制定について

宇都宮地域合併協議会小委員会規程を次のように制定する。

平成 1 6 年 2 月 4 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 福 田 富 一

宇都宮地域合併協議会小委員会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、宇都宮地域合併協議会小委員会（以下「小委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 小委員会は、宇都宮地域合併協議会（以下「協議会」という。）から付託された事項について調査及び審議をするものとする。

（組織）

第3条 小委員会の委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が必要に応じて規約第7条第1項に定める協議会の委員又は規約第12条第1項に定める幹事会の幹事のうちから指名する者をもって組織する。

（役員）

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

（役員の職務）

第5条 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

（検討会）

第7条 小委員会に、必要に応じて検討会を設置することができる。

2 検討会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（報告）

第8条 委員長は、小委員会の協議の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第 9 条 小委員会の庶務は、協議会の事務局及び会長が指定する専門部会が処理する。

(補則)

第 1 0 条 この規程に定めるもののほか小委員会について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 2 月 4 日から施行する。

議案第 6 号

小委員会の設置について

宇都宮地域合併協議会小委員会を次のように設置する。

平成 1 6 年 2 月 4 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 福 田 富 一

1 地域自治制度小委員会

特色ある地域づくりや地域課題の解決について，地域自らが担うための，新しい地域自治制度の構築について調査及び審議を行うため，地域自治制度小委員会を設置する。

2 市町建設計画小委員会

合併後の新市のまちづくりについて，総合的かつ効果的に調査及び審議を行うため，市町建設計画小委員会を設置する。

3 議会制度小委員会

合併後の新市の議会における，議員の定数及び任期の取扱いについて，調査及び審議を行うため，議会制度小委員会を設置する。

議案第 7 号

合併の方式について

合併の方式については，次のとおりとする。

平成 1 6 年 2 月 4 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

合併の方式は，河内郡上三川町，同郡上河内町及び同郡河内町を廃止し，その区域を宇都宮市に編入する編入合併とする。

議案第 8 号

新市の名称について

新市の名称は，次のとおりとする。

平成 1 6 年 2 月 4 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

新市の名称は，宇都宮市とする。

議案第 9 号

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置は，次のとおりとする。

平成 1 6 年 2 月 4 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 福 田 富 一

新市の事務所の位置は，宇都宮市旭 1 丁目 1 番 5 号とする。

議案第 1 0 号

行政制度の調整方針について

行政制度の調整方針は、次のとおりとする。

平成 1 6 年 2 月 4 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

行政制度の調整方針について

1 調整の必要性，視点

(1) 調整の必要性

合併関係市町の行政運営は，法令に基づく事務のほか，それぞれの地域性やこれまでの経緯の中で行われてきた行政サービスの内容，個々のサービスに関する住民の負担の水準に差があることから，新市に移行する際には，新市としての一体性を確保しつつも，住民が行政制度の違いにより混乱や大きな影響を受けることのないよう，その行政サービスや負担水準の調整を図ることが必要になる。

(2) 調整の視点

行政制度の調整にあたっては，宇都宮地域合併協議会を構成する市町の個性を活かした新たなまちづくりを念頭に，合併により拡大する行財政基盤をさらに強化し，魅力あるまちづくりを展開することができるよう，また，住民福祉の向上を図ることができるよう調整するものとする。

各市町が行っている各種の事務事業や内部管理制度等については，その現況を踏まえつつ，比較検討を行い，合併後の市の将来像を展望するとともに，住民生活に及ぼす影響などを考慮したうえで，調整を行うものとする。

2 基本的な考え方

合併協議に当たっての基本的な考え方を踏まえ，新市における魅力的なまちづくりを通じた住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を目指すものとする。

具体的には，新市の建設を総合的かつ効果的に推進する指針である「市町建設計画」における「まちづくりの将来像」や「主要事業」，「財政計画」等との連携を保ちつつ，国の財政支援を有効に活用しながら，新市における行政制度の調整方針を策定するものとする。

(1) 新市に移行する際，住民の生活に支障のないよう，速やかな一体性の確保に努める。

(一体性確保の原則)

新市に移行する際，住民の生活に支障をきたさないよう，住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き，保健・福祉サービス，各種施設の利用や申し込みなど，住民の生活に係わる事項については，速やかな一体性の確保に努めるものとする。

(2) 住民サービス及び住民福祉の向上に努める。(住民福祉向上の原則)

現在，各市町で行っている各種行政サービスについて，そのサービスに差異があるものについては，住民サービス及び住民福祉の向上にできる限り努めるものとする。

(3) 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。(負担公平の原則)

使用料・手数料や地方税など住民が直接負担するものについては、その料金や税率について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し、調整に努めるものとする。

(4) 新市において健全な財政運営に努める。(健全な財政運営の原則)

新市の財源確保に努めるとともに、効率的な財政運営を目指し、地方分権の時代に対応した健全財政に努めるものとする。

(5) 行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。(行政改革推進の原則)

行政制度の調整を図る際には、社会情勢の動向も踏まえ、事業の妥当性・必要性、また、民間と行政との役割分担についても十分検討を行い、「スクラップ・アンド・ビルド」の視点に立った行政改革を推進する観点から、事務事業の見直しに努めるものとする。

(6) 地域特性を活かした魅力あるまちづくりに努める。(地域特性尊重の原則)

各市町が実施してきた事業のうち、それぞれの地域性やこれまでの経緯の中で行われてきた事業等については、それぞれの地域が有する特性を活かした魅力あるまちづくりの実現に向け、地域特性の尊重に努めるものとする。

3 調整の方針

基本的な考え方にに基づき、合併協議における調整の方針を次のとおりとする。

(1) 新市における住民福祉の向上に向け、基本的な考え方にに基づき、原則として宇都宮市の制度を基準に制度の統一・調整を図るものとする。

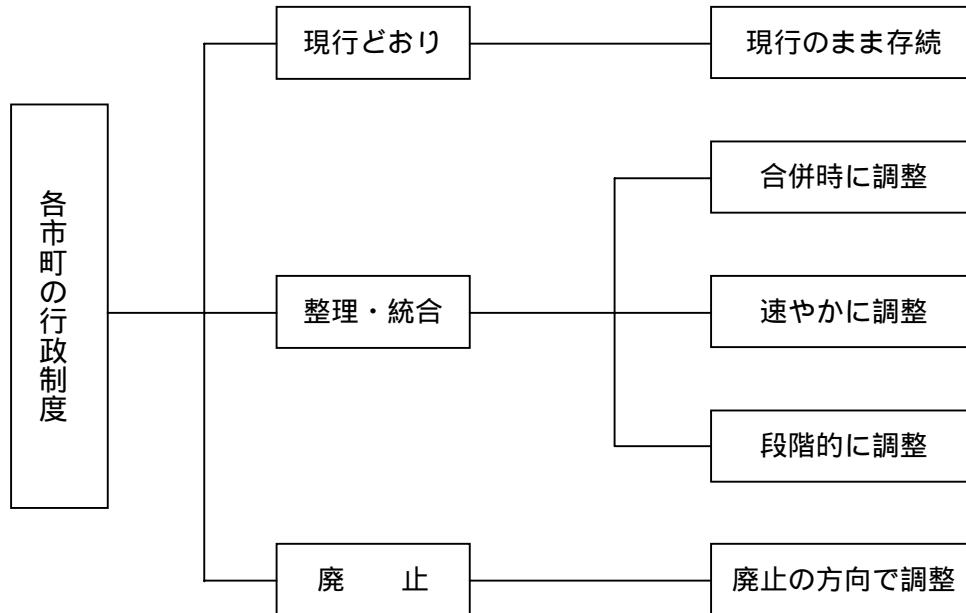
(2) 関係市町の制度のうち、地域特性を有するもの、合併後ただちに統一・実施することで住民生活等に大きな影響を与えるものについては、経過措置の設定や地域自治制度の活用等、円滑な移行に向けた調整を図る。

ア 関係市町の行政制度のうち、伝統や文化、あるいは地域特性に基づいて独自に推進してきたものについては、新市において新しい制度に統一することにより、サービスの低下や住民や企業の負担増が生じる場合がある。

イ それぞれの地域が有する特性を活かしたまちづくりができるよう、地域特性を持つ事業については、地域自治制度との関係を考慮するとともに、合併により住民生活等に大きな影響を与えるものについては経過措置を設け、その影響を緩和するものとする。

4 調整の方向性

行政制度の調整にあたっては、「基本的な考え方」・「調整の方針」に基づき、概ね次の分類のいずれかの方向性により調整するものとする。



(1) 現行のまま新市に引き継ぐ。

ア 各市町が行っている事務事業のうち、法令等に基づき実施しており、合併後の新市においても市の事務事業として行うこととなるもののうち、各市町間でサービス内容に差がないものについては、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

イ 各市町が行っている事務事業のうち、条例等に基づき実施しているもので、各市町間でサービス内容に差がないものについては、事務事業の趣旨・内容、有効性、財政に及ぼす影響等を勘案し、事業実施の必要性があるものについては、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

ウ 各市町が行っている事務事業のうち、特定の地域を対象とするもので、事業実施の経緯等から新市において統一した対応を取ることが適切でないものについては、事務事業の趣旨・内容、有効性、財政に及ぼす影響等を勘案し、事業実施の必要性があるものについては、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

(2) 原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。

ア 自治体の存立に関する事項や行政を円滑に執行するための内部管理制度については、宇都宮市の制度を基準に調整する。

イ 各市町が行っている事務事業のうち、市町間でサービス内容が異なるものについては、事務事業の趣旨・内容、有効性、財政に及ぼす影響等を勘案し、事業実施の

必要性があるものについては、原則として宇都宮市の制度を基準に合併時において一元化する。

(3) 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。

ア 各市町が行っている事務事業のうち、市町間でサービス内容が異なるものについては、事務事業の趣旨・内容、有効性、財政に及ぼす影響、これまでの経緯等を勘案し、事業実施の必要性があるもので、宇都宮市の制度を基準に合併時において一元化することが困難なものについては、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。

イ 各市町が行っている各種計画策定事業については、現在の各市町の計画の内容・期間・指標の設定等を考慮し、新市に移行後、速やかに新市全体を対象とする計画を策定するものとし、それまでの間は現行の計画を地域別の計画とする。

(4) 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。

ア 各市町が行っている事務事業のうち、宇都宮市の制度を基準に合併後ただちに一元化することで住民生活等に大きな影響を与えるものについては、事務事業の趣旨・内容、有効性、財政に及ぼす影響等を勘案し、事業実施の必要性があるものについては、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。

イ 各市町が行っている事務事業のうち、地域特性を有するものや事業実施の経緯等から新市において統一した対応を取ることが適切でないものについては、事務事業の趣旨・内容、有効性、財政に及ぼす影響、地域自治制度との関係等を勘案し、事業実施の必要性があるもので、当分の間は現行どおり事業を実施することが適切なものについては、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。

ウ 各市町が行っている事務事業のうち、広域的な視点からの調整が必要となるものについては、事務事業の趣旨・内容、有効性、財政に及ぼす影響等を勘案し、事業実施の必要性があるもので、宇都宮市の制度を基準に合併時において一元化することが困難なものについては、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。

(5) 廃止の方向で調整する。

ア 各市町が行っている事務事業のうち、事務事業の趣旨・内容、有効性、財政に及ぼす影響等を勘案し、事業実施の必要性が小さいものについては、廃止の方向で調整する。

第 1 回

宇都宮地域合併協議会 参 考 資 料

宇都宮地域合併協議会委員名簿

区 分	自治体名	氏 名	備 考
会 長	宇都宮市	福田 富一	宇都宮市長
副会長	上三川町	猪瀬 成男	上三川町長
副会長	上河内町	手塚 順一	上河内町長
副会長	河 内 町	玉生 勝経	河内町長
委 員	宇都宮市	小野里 豊	宇都宮市議会議長
委 員	宇都宮市	山崎 守男	宇都宮市議会市町合併対策特別委員会委員長
委 員	宇都宮市	須賀 万里子	宇都宮市社会福祉協議会会長
委 員	宇都宮市	築 郁夫	宇都宮商工会議所会頭
委 員	宇都宮市	湯澤 博	宇都宮市自治会連合会会長
委 員	宇都宮市	竹原 卓郎	宇都宮市助役
委 員	上三川町	貝賀 芳夫	上三川町議会議長
委 員	上三川町	松本 清	上三川町議会市町村合併問題調査研究特別委員会委員長
委 員	上三川町	石川 伍一	上三川町自治会長連絡協議会会長
委 員	上三川町	稲葉 信子	上三川町女性団体連絡協議会会長
委 員	上三川町	吉沼 正夫	上三川町商工会会長
委 員	上三川町	渡辺 清	上三川町助役
委 員	上河内町	江連 俊	上河内町議会議長
委 員	上河内町	藤江 政夫	上河内町議会市町村合併検討特別委員会委員長
委 員	上河内町	江連 功	上河内町社会福祉協議会副会長
委 員	上河内町	斎藤 勝	上河内町青少年育成町民会議会長
委 員	上河内町	手塚 早苗	上河内町自治会長連絡協議会会長
委 員	上河内町	福嶋 邦夫	上河内町助役
委 員	河 内 町	柴山 昭宣	河内町議会議長
委 員	河 内 町	福田 栄	河内町議会市町合併問題調査研究特別委員会委員長
委 員	河 内 町	加藤 幸雄	河内町文化財保護審議会会長
委 員	河 内 町	釜井 傳一郎	中岡本土地改良区理事長
委 員	河 内 町	鱒淵 幸三	河内町自治会長連合会会長
委 員	河 内 町	南木 昭男	河内町助役
委 員	共通委員	伊澤 茂	宇都宮農業協同組合代表理事組合長
委 員	共通委員	中村 祐司	宇都宮大学国際学部教授
委 員	共通委員	沼田 良	作新学院大学地域発展学部教授
委 員	共通委員	田村 澄夫	栃木県総務部地方課長

宇都宮地域合併協議会 幹事会幹事名簿

区 分	自治体名	氏 名	備 考
幹 事	宇都宮市	竹 原 卓 郎	宇都宮市助役
幹 事	上三川町	渡 辺 清	上三川町助役
幹 事	上河内町	福 嶋 邦 夫	上河内町助役
幹 事	河 内 町	南 木 昭 男	河内町助役
幹 事	宇都宮市	小 平 良 長	宇都宮市総合政策部長
幹 事	宇都宮市	河 原 正 明	宇都宮市行政経営部長
幹 事	上三川町	青 山 誠 邦	上三川町総務課長
幹 事	上三川町	星 野 幸 治	上三川町企画課長
幹 事	上河内町	吉 田 勝 之	上河内町総務課長
幹 事	上河内町	長 嶋 孝 之	上河内町企画課長
幹 事	河 内 町	五 月 女 正 典	河内町総務課長
幹 事	河 内 町	鳥 澤 敏 男	河内町企画課長

宇都宮地域合併協議会 地域自治制度小委員会委員名簿

区 分	自治体名	氏 名	備 考
委 員	宇都宮市	竹 原 卓 郎	宇都宮市助役
委 員	上三川町	渡 辺 清	上三川町助役
委 員	上河内町	福 嶋 邦 夫	上河内町助役
委 員	河 内 町	南 木 昭 男	河内町助役
委 員	宇都宮市	河 原 正 明	宇都宮市行政経営部長
委 員	上三川町	青 山 誠 邦	上三川町総務課長
委 員	上河内町	吉 田 勝 之	上河内町総務課長
委 員	河 内 町	五 月 女 正 典	河内町総務課長
委 員	共通委員	沼 田 良	作新学院大学地域発展学部教授

宇都宮地域合併協議会 市町建設計画小委員会委員名簿

区 分	自治体名	氏 名	備 考
委 員	宇都宮市	竹 原 卓 郎	宇都宮市助役
委 員	上三川町	渡 辺 清	上三川町助役
委 員	上河内町	福 嶋 邦 夫	上河内町助役
委 員	河 内 町	南 木 昭 男	河内町助役
委 員	宇都宮市	湯 澤 博	宇都宮市自治会連合会会長
委 員	上三川町	稲 葉 信 子	上三川町女性団体連絡協議会 会長
委 員	上河内町	手 塚 早 苗	上河内町自治会長連絡協議会 会長
委 員	河 内 町	鱒 淵 幸 三	河内町自治会長連合会会長
委 員	共通委員	伊 澤 茂	宇都宮農業協同組合代表理事 組合長
委 員	共通委員	中 村 祐 司	宇都宮大学国際学部教授

宇都宮地域合併協議会 議会制度小委員会委員名簿

区 分	自治体名	氏 名	備 考
委 員	宇都宮市	小 野 里 豊	宇都宮市議会議長
委 員	上三川町	貝 賀 芳 夫	上三川町議会議長
委 員	上河内町	江 連 俊	上河内町議会議長
委 員	河 内 町	柴 山 昭 宣	河内町議会議長
委 員	宇都宮市	築 郁 夫	宇都宮商工会議所会頭
委 員	上三川町	石 川 伍 一	上三川町自治会長連絡協議会 会長
委 員	上河内町	斎 藤 勝	上河内町青少年育成町民会議 会長
委 員	河 内 町	加 藤 幸 雄	河内町文化財保護審議会会長
委 員	共通委員	中 村 祐 司	宇都宮大学国際学部教授
委 員	共通委員	沼 田 良	作新学院大学地域発展学部教授